

2015年4月2日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社  
代 表 者 名 代表執行役 CEO 八 幡 滋 行  
(コード 6817 東証第一部)  
問 合 せ 先 広報・IR チーム TEL. 03-6758-2473

**執行役に対する業績達成条件付新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行  
並びに当社子会社取締役および従業員に対する業績達成条件付新株予約権  
（株式報酬型ストックオプション）の発行に関するお知らせ**

当社は、2015年3月21日開催の当社第60回定時株主総会において承認可決されました「業績達成条件付新株予約権を発行する件」に基づき、当社取締役会の決議により委任を受けた当社代表執行役 CEO の本日付の決定により、当社子会社の取締役および使用人に対する新株予約権の募集事項を決定し、また当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等を決定いたしました。

また、報酬委員会の執行役に対する報酬決議を受け、会社法第236条、第238条、第240条及び第416条第4項の規定に基づき、当社取締役会の決議により委任を受けた当社代表執行役 CEO の本日付の決定により、当社執行役に対する新株予約権の募集を行うこと等を決定いたしました。  
それぞれにつき、下記の通りお知らせいたします。

**I. 当社子会社の取締役および使用人に対する新株予約権**

**1. ストックオプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由**

当該新株予約権は、当社グループが2015年12月期から2017年12月期までの3カ年を期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社子会社の役職員の意欲および士を一層向上させることを目的とした中期インセンティブプランとして、当社子会社の取締役および使用人に対し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行するものであります。

**2. 新株予約権の発行要項**

**(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数**

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は3,600個とする。

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込を要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）である1円に付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月27日から平成33年3月26日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当日

平成27年4月20日

(8) 新株予約権の行使請求受付場所

当社ストックオプション事務局

(9) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得事由

- (ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議または取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものとする。
- (イ) 新株予約権者または下記（13）（オ）に定める権利承継者が権利行使をする前に、下記（13）に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（1）に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（4）で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（ウ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(オ) 新株予約権の権利行使期間

上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」とい

う。)の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までとする。

(カ) 新株予約権の行使の条件

下記(13)に準じて決定する。

(キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

(ク) 新株予約権の取得に関する事項

上記(11)に準じて決定する。

(ケ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(13) 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成29年12月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書における当期純利益が26億円以上(以下、「数値目標」という。)を達成した場合に、それぞれの新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の個数を限度として、新株予約権を行使することができるものとする。

なお、数値目標の達成率は考慮せず、上記内容の数値目標を達成した場合に限り行使できるものとする。

(イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社子会社の取締役または従業員の地位(以下、総称して「要件地位」という。)にあることを要する。

(ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要する。

(エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇(整理解雇)、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記(イ)にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(ただし、権利行使期間の満了日までとする。)までに限り、新株予約権を行使することができる。

(オ) 新株予約権者が死亡したときは、その直前において、(I)当該新株予約権者が上記(イ)および上記(ウ)の条件を満たしていた場合、または(II)上記(エ)に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を行使することができる(当該新株予約権を行使することができる相続人を以下「権利承継者」という)。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、(I)の場合は、当該新株予約権者の死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(ただし、権利行使期間の満了日までとする。)までとし、(II)の場合は、当該新株予約権者が上記(エ)に基づき行使できるとされた期間と同一とする。

(カ) 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

---

(キ) 新株予約権者または権利承継者は割当てを受けた新株予約権を分割して行使することができない。

(14) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権の割当の対象者およびその人数

当社子会社取締役 14名

子会社従業員 21名

上記人数はいずれも予定(上限)であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、減少する可能性があります。

(参考)

定時株主総会付議のための取締役会 2015年2月10日

定時株主総会の決議日 2015年3月21日

## II. 当社執行役に対する新株予約権

### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの、2015年12月期から2017年12月期までの3カ年を期間とする中期経営計画における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すことを目的として、当社執行役に対してストックオプションとして、業績達成条件付新株予約権を発行するものであります。

なお、当社執行役に対する新株予約権については、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される新株予約権の公正価額に各執行役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出される金額を新株予約権の払込金額とし、各執行役に対して当該払込金額と同額の報酬を付与することを報酬委員会において決議しております。また、各執行役の当社に対する当該報酬請求権と当該払込金額の支払債務とを相殺します。

### 2. 新株予約権の発行要項

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものとする。

#### (2) 新株予約権の総数

新株予約権の総数は1,700個とする。

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### (3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \delta \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln \left( \frac{S}{X} \right) + \left( r - q + \frac{\delta^2}{2} \right) T}{\delta \sqrt{T}}$$

① 1株当たりのオプション価格（C）

② 株価（S）：平成27年4月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の

終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③行使価格（ $X$ ）：1円

④予想残存期間（ $T$ ）：4.5年

⑤株価変動性（ $\delta$ ）：予想残存期間に対応する過去の連続した期間の各週最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥無リスクの利率（ $r$ ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

⑦配当利回り（ $q$ ）：1株当たりの配当金（年額）÷②に定める株価

⑧標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

上記により算出される金額は新株予約権の公正価額である。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）である1円に付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年3月27日から平成33年3月26日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当日

平成27年4月20日

(8) 新株予約権の行使請求受付場所

当社ストックオプション事務局

(9) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約も

しくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議または取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものとする。

(イ) 新株予約権者または下記(13)(オ)に定める権利承継者が権利行使をする前に、下記(13)に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限る。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(オ) 新株予約権の権利行使期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」という。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までとする。

(カ) 新株予約権の行使の条件

下記(13)に準じて決定する。

(キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

(ク) 新株予約権の取得に関する事項

上記(11)に準じて決定する。

(ケ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(13) 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成29年12月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書における当期純利益が26億円以上（以下、「数値目標」という。）を達成した場合に、それぞれの新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の個数を限度として、新株予約権を行使することができるものとする。

なお、数値目標の達成率は考慮せず、上記内容の数値目標を達成した場合に限り行使できるものとする。

(イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の執行役または当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」という。）にあることを要する。

(ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社または当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要する。

(エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記(イ)にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）までに限り、新株予約権を行使することができる。

(オ) 新株予約権者が死亡したときは、その直前において、(I) 当該新株予約権者が上記(イ)および上記(ウ)の条件を満たしていた場合、または(II) 上記(エ)に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を行使することができる（当該新株予約権を行使することができる相続人を以下「権利承継者」という。）。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、(I) の場合は、当該新株予約権者の死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）までとし、(II) の場合は、当該新株予約権者が上記(エ)に基づき行使できるとされた期間と同一とする。

(カ) 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

(キ) 新株予約権者または権利承継者は割当てを受けた新株予約権を分割して行使することができ

---

ない。

(14) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権の割当の対象者およびその人数

当社執行役 5名

上記人数は予定（上限）であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、減少する可能性があります。

以 上